

水防活動活性化調査会

開 催 趣 旨

水防活動は、河川改修と並ぶ“車の両輪”として、現有「治水」機能を最大限に発揮させるための重要な使命を担っているものである。

近年、記録的な大雨による浸水被害が多発している。また、今後、気候変動の影響により、水害の頻発化、激甚化が懸念されている。

このような状況の中、水防活動の重要性がますます高まっている一方、団員数の減少・高齢化、団員の昼間不在等による現実には出動が困難な団員の増加等により、地域の水防力の低下が懸念されている。

このため、水防活動の現状やこれまでの水防活動の取組をレビューしつつ、水防活動の活性化に向けた実務的な取組を検討・推進するにあたり、有識者等より助言を頂くことを目的に、「水防活動活性化調査会」を開催するものである。

水防活動活性化調査会

規約

(名称)

第1条 本調査会は、「水防活動活性化調査会」（以下「調査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 水防活動の現状やこれまでの水防活動の取組をレビューしつつ、水防活動の活性化に向けた実務的な取組を検討・推進するにあたり、関係者・有識者より助言を頂くことを目的とする。

(構成員)

第3条 調査会の構成員は、別紙の通りとする。

(調査会)

第4条 調査会には座長をおき、構成員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 座長は、議長として調査会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、調査会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 調査会は、原則として公開で開催する。
- 5 調査会配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 調査会における議事要旨については、会議後速やかに作成し、国土交通省ホームページに掲載する。

(事務局)

第5条 調査会の事務局は、水管理・国土保全局（河川環境課水防企画室）に置く。

- 2 事務局は、調査会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成30年3月19日から施行する。

水防活動活性化調査会

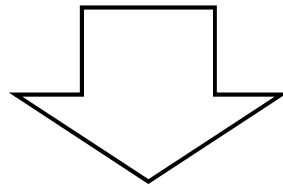
構成員

天利 和紀	消防庁 国民保護・防災部 防災課 地域防災室長
市橋 保彦	公益財団法人 日本消防協会 常務理事
井上 清敬	岐阜県 県土整備部 河川課長
大原 美保	国立研究開発法人 土木研究所 ICHARM 主任研究員
定池 祐季	東北大学 災害科学国際研究所 助教
佐藤 技	大崎市 消防団長
佐藤 光弘	大崎市 危機管理監
陣内 孝雄	全国水防管理団体連合会 会長
鈴江 奈々	日本テレビ放送網 アナウンサー
布村 明彦	一般財団法人 河川情報センター 理事長
畠山 慎一	一般社団法人 全国建設業協会 技術顧問
星野 和之	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課 防災調査担当課長
松浦 ゆかり	次世代のためにがんばる会 代表
森川 幹夫	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長
山本 邦一	公益社団法人 全国防災協会 水防専門家
横尾 秀憲	佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
吉田 静夫	桂川・小畑川水防事務組合 淀水防団長
脇 雅史	全国水防管理団体連合会 副会長

(敬称略)
(五十音順)

水防活動活性化調査会の進め方

- 第1回（今回）
 - ・ 水防団の実態や水防活動の活性化に係る取組の現状と課題について



- 第2回（平成30年6月頃予定）
 - ・ 水防活動の活性化に係る今後の取組について

以降、可能なものから順次取り組むとともに、本調査会へ取組状況を報告し、助言を頂く。